

# 自転車安全利用五則



1

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

大人もヘルメットを  
忘れずに!



5

ヘルメットを着用



2

交差点では信号と  
一時停止を守って、  
安全確認

# 自転車も のれば車の なかまいり



3

夜間はライトを点灯



4

飲酒運転は禁止

# \\ 九都県市一斉 // 自転車マナーアップ強化月間

2024年 **5.1**<sub>水</sub> ~ **31**<sub>金</sub>

自転車に乗る前に、自転車の点検整備をしましょう! 自転車保険等への加入も忘れずに!

※各種保険等の特約で加入できる場合もあります

首都圏自転車安全利用対策協議会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

# 自転車、安全利用してありますか？

## ヘルメットの着用

- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になりました。
- 死亡事故の約6割は頭部の致命傷が原因。
- 特に子供や高齢者には家族から指導しましょう。



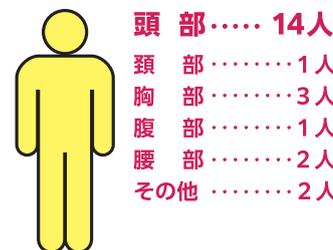
## 車道左側を通行

- 自転車は車両です。  
車道の左側端を通行しましょう。
- やむを得ず歩道を通行する場合は徐行で。



## 交差点に注意

- 信号や一時停止は必ず守りましょう。
- 見通しの悪い交差点では一旦止まって安全確認を徹底しましょう。



損傷部位別自転車死者数（R5年中）

## 自転車保険に必ず加入しましょう

### 高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。事故は起こさないことが一番ですが、万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により

### 自転車損害保険等への加入が義務

となっています。

「入ってるよね？自転車保険」  
動画公開中!!



### 確認しましょう

ご自身やご家族が加入している自動車任意保険などの特約で、自転車事故を補償できるものもあります。詳しくは、埼玉県ホームページ、各損害保険会社や保険代理店、自転車安全整備店等にご確認ください。



【コバトン】

【さいたまっち】

## 九都県市一斉統一行動日 2024年5月10日(金)

毎月10日は自転車安全利用の日

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県

 検索